

団体名：連合北海道胆振地域協議会
連合北海道苫小牧地区連合会
回答日：平成30年3月15日

要望書（回答）

1. 地域における雇用対策の拡充

(1) 地域における雇用対策推進体制の確立

① 2015年12月に行政と経済団体、労働団体による地方版「政労使会議」、正式名称「北海道働き方改革・雇用環境改善推進会議」が設置された。共同宣言では、雇用環境の改善に向けて、1)長時間労働を抑制するための「働き方改革」、2)非正規労働者の正社員転換・待遇改善、3)女性の活躍、4)魅力ある雇用機会の創出の4点の推進に取り組んでいる。

貴自治体においては共同宣言に賛同を表明した上で、これらの具現化に向けて、地元の経済・産業関係団体や労働団体、関係行政機関等により構成する地域労働関係会議や「地域づくり連携会議」などを拡充し、関係機関との継続的な連携をはかり、雇用の創出・安定に取り組むこと。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

本市においては、昨年度策定した「～Change Work Style～ワークもライフもイキイキプラン」（特定事業主行動計画）に基づき、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めています。また、平成29年7月に共同宣言へ賛同を表明したことから、今後より一層女性活躍や働き方改革の推進に向けた取組に努めてまいります。

（産業経済部工業労政課 担当）

市では、北海道労働局、北海道などの行政機関、商工会議所などの経済団体などと雇用の現状と課題等について情報共有を図るなど、雇用課題への対応に連携して取り組んでおります。

また、若者・女性の活躍促進や早期離職の防止を図るため、就業支援事業に取り組んでおります。

さらに、有期雇用者の無期転換ルールの周知を進め、非正規労働者の正社員転換や処遇の改善などを促進してまいります。

今後も、市独自の雇用対策を充実させるとともに、国の施策活用を具体化するため、関係機関と継続的な連携を図ってまいります。

- ② 北海道雇用対策協定に基づき、失業率が相対的に高い若年層に向けて、国と道、各市町村が連携し、ジョブカフェやわかものハローワークといった就職支援施設や職業訓練メニューの充実・強化と周知をはかること。

【回答】（産業経済部工業労政課 担当）

市では、人材確保に苦慮している建設業への入職促進と職場定着を図る若者人材育成事業を実施しており、就労を目指す若者が職場実習等を通じ、自分に合ったやりがいを感じられる職業を見つけることにつながっております。

今後もハローワークや苫小牧地域職業訓練センター運営協会などの関係機関と連携し、就業支援の充実に努めてまいります。

(2) 新卒者の就職支援

- ① 直接雇用による雇用の創出に努力すること。また、新卒者の就職先を確保するため、管内の事業所に対して新規採用の拡大を要請するほか、採用企業に対する助成制度の創設あるいは拡充を検討すること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

市の職員数は、これまで、行政改革プランに削減目標を掲げ、その抑制を図ってまいりましたが、平成27年度に策定した行政改革プラン「NEXT STAGE」では、削減目標を掲げず、平成26年度当初の職員数を基準として対応するとしたところです。職員の採用については、退職者の補充がベースとなりますが、行政需要を見極めるとともに、雇用情勢の変化を捉え、適切に対応してまいります。

（産業経済部工業労政課 担当）

市では、翌年3月卒業予定の高校生を対象に、北海道胆振総合振興局、ハローワークとともに「企業説明会」及び「新規高卒者就職促進会」を合同で実施し、就職を希望している生徒に面接機会を提供することにより、一人でも多くの生徒が地域企業に就職できるよう努めてまいります。

また、平成30年度からは、新たに「採用力・魅力創造支援事業」を実施し、市内企業の情報や仕事の魅力をインターネットを使って広く発信・周知することで、若者の市内就職を促進し、企業の人材確保を支援する予定です。

- ② 中小企業とのマッチングの強化に力を注ぐこと。2015年10月より順次施行されている「若者雇用促進法」に基づき、ア.新卒者の募集を行う企業に対する職場情報の提供義務化(2016年3月1日施行)、イ.公共職業安定所における一定の労働関係法令違反の求人者について新卒者申込みの不受理(2016年3月1日施行)、ウ.若者の採用・育成に積極的な中小企業(従業員規模300人以下が対象)を認定する制度の創設(2015年10月1日施行)、エ.地域若者サポートステーションの安定的な事業運営(2016年4月1日施行)となっていることから、ハローワークなどと連携をはかること。事業の周知はもとより、経済・業界団体への要請に加えて、会員となっていない企業にも発信し、宣言企業を増やすとともに、「若者雇用促進法」を浸透させ、新卒者を含む若者の雇用・就労環境の改善に努めること。

[青少年雇用情報]

分類	情報提供項目の例
①募集・採用に関する情報	過去3年間の新卒採用者数・離職者数
	過去3年間の新卒採用者数の男女別人数
	平均勤続年数等
②企業における雇用管理に関する状況	前年度の月平均所定外労働時間の実績
	前年度の有給休暇の平均取得日数
	前年度の育児休業取得対象者数・所得者数(男女別)
	役員および管理的地位にある者に占める女性割合等
③職業能力の開発・向上に関する状況	研修の有無および内容
	自己啓発支援の有無および内容(※教育訓練休暇制度等にかかる情報を含む)
	メンター制度の有無
	キャリア・コンサルティング制度の有無および内容
	社内検定等の制度の有無および内容等

※ 注：法律としては、学生等から求めがあった場合には、①～③の分類ごとに1つ以上の情報提供が義務づけられる。

※ 出所：厚生労働省「第67回労働政策審議会職業安定分科会資料」より連合が作成

【回答】（産業経済部工業労政課 担当）

市では、中小企業と新規高卒者のマッチングを図り、地元就職を促進するため、ハローワークが主催する企業面接会「新規高卒者就職促進会」を合同で実施しております。

また、現在の人手不足を背景として、中小企業から若者の確保・育成対応に苦慮しているといった声を聞いており、新卒者の地元就職促進に向けて、今年度初めて業界団体と高等学校との意見交換会を開催したところです。

今後も、様々な雇用対策を進めていくほか、市及び国が実施する制度の周知を図るため、ハローワーク等と連携してまいります。

- ③ 若者の早期離職理由の多くが職場環境の問題に起因している。道内の高卒3年以内の離職率は、46.9(前年48.7)%と高い割合にある。職場定着に向けて、採用前に適切な企業情報を求職者に提供することはもちろんのこと、採用後のミスマッチを少なくするための一層の取り組みとして、新入社員教育時や入社後教育時のフォロー、若者の相談窓口や声・意見を吸収・把握する体制整備、労働法教育の機会、早期離職防止に向けた若者の交流機会の確保などの一層の支援策を講ずること。

【回答】（産業経済部工業労政課 担当）

市では、平成27年度から離職防止等処遇改善事業を展開しており、市内事業所を対象としたセミナー開催や内定者向け研修など、若年者等の職場定着に向けた支援を実施しております。

また、国等が実施する職場定着支援事業の周知を図るとともに、雇用の創出や安定、ミスマッチの解消などを図るため、若者人材育成事業、就業チャレンジ支援事業を実施しており、若者の職場定着に向けた支援を今後も継続してまいります。

(3) 自治体における非正規職員等の不安定雇用の解消

- ① 「地方公務員法・地方自治法の一部改正」の2020年4月施行にむけ、2019年4月から募集活動を行うためには、2018年中には関係条例規則等の制度を確定し、議会審議を行う必要があることから、自治体において早急に着手し、任用実態の調査・把握、制度確立のための十分な検討期間を確保すること。制度の検討にあたっては、労使交渉・合意に基づき決定すること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

平成32年（2020年）4月の施行に向け、すでに本市で任用する非常勤職員の任用実態に関する調査を実施し、その実態の把握に努めているところです。地方公務員法等の改正に伴う制度設計については、できるだけ早期に検討を進め、必要な手続を経た上で決定してまいります。

- ② 法改正の主旨を踏まえ現在、自治体で働く臨時・非常勤等職員の労働条件の改善を行うこと（引き下げにつながる見直しを行わないこと）。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

現在の臨時・非常勤職員の労働条件に配慮した上で、適切な制度設計を検討してまいります。

- ③ 正規職員との職務内容・勤務時間に応じ均衡・権衡をはかること。類似する職務の正規職員に適用される給料表による基本賃金とし、前歴換算を行ったうえで賃金を決定すること。

【回答】（総務部給与厚生課 担当）

正規職員の給与体系との均衡を考慮した上で、道や他都市の動向等も踏まえ対応していきます。

- ④ 支給できるとされた手当については、すべて支給すること。

【回答】（総務部給与厚生課 担当）

均衡の原則に基づき、道や他都市の動向等を踏まえ対応していきます。

- ⑤ 短時間職員の報酬については、手当を含めた時間比例とすること。

【回答】（総務部給与厚生課 担当）

非常勤職員の短時間職員の報酬算定については、再任用短時間勤務職員と同様の取扱いをすべきものと考えます。

- ⑥ 休暇制度について、その種類、期間、賃金保障など正規職員との均衡待遇を行うこと。また、その他の労働条件についても同様の対応を行うこと。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

国の制度や他の自治体等の動向も踏まえた上で、適切な制度設計を検討してまいります。

- ⑦ 新たな一般職非常勤職員制度によって必要となる財源については、新たな財源として確保すること。

【回答】（財政部財政課 担当）

一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の趣旨に沿って適正に対応してまいります。

(4) 現行制度における非正規職員等の処遇改善、不安定雇用の解消

- ① 現行制度における臨時・非常勤等職員の処遇改善、安定雇用確保のため、2014年7月総務省通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」に基づき、賃金・労働条件の適切な取り扱いをはかること。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

臨時職員は、地方公務員法第22条の規定に基づき、緊急の場合又は臨時の職に任用しています。また、非常勤職員は、正規職員とは異なる専門的分野の職務に従事しており、区分に応じた報酬を支払っています。

なお、非正規職員等の処遇改善については、労働基準法に基づく各種休暇制度等の整備に努めているほか、次世代育成支援対策特別措置法に基づく両立支援制度として法制度に準拠した育児休業制度や介護休業制度の整備・運用を行っております。

- ② 雇用年限の撤廃、継続雇用、空白期間の廃止、各種休暇制度の整備を行うこと。

【回答】（総務部行政監理室 担当）

地方公務員法等の改正も踏まえ、適切な運用となるよう制度設計を行い、必要な整備を行ってまいります。

- ③ 臨時・非常勤等職員の最低賃金は、時給1,010円以上とし、正規職員との均等待遇をはかること。また、正規職員の給料表がプラス改定された場合は、少なくとも同様の引き上げを行うこと。

【回答】（総務部給与厚生課 担当）

臨時・非常勤等職員の賃金額については、国の定める最低賃金を上回る水準で、正規職員の給与改定に応じ職員組合と協議の上、決定しております。

- ④ 通勤費用（費用弁償含む）、時間外勤務手当（追加報酬）について全額支給すること。

【回答】（総務部給与厚生課 担当）

通勤距離等の要件を満たした場合には、正規職員に準じ、通勤手当を支給しております。また、正規の勤務時間外に勤務することを命じた場合には、時間外勤務手当を支給しております。

- ⑤ 常勤職員との格差是正、均等待遇をはかるため、職務内容、実務経験を踏まえた昇給制度とすること。

【回答】（総務部給与厚生課 担当）

正規職員の給与体系との均衡を考慮した上で、職務内容や年齢区分に応じ、給与体系を定めております。

- ⑥ 常勤職員との格差是正、均等待遇をはかるため、以下の休暇制度を確立すること。
ア. 年次有給休暇（年次繰り越し含む）、イ. 産前・産後休暇、ウ. 病気休暇、
エ. 忌引き休暇、オ. 短期介護休暇、カ. 子の看護休暇、キ. 育児・介護休業（休暇）、ク. 生理休暇、ケ. 夏期休暇、特別休暇

【回答】（総務部行政監理室 担当）

臨時・非常勤職員の休暇制度については、労働基準法に基づくルールを定めており、年次有給休暇を含む各休暇制度を設けているところです。今後も、勤務形態や任用期間に応じて、適切な休暇の付与と制度の周知徹底に努めてまいります。

- ⑦ 健康診断について、6 ヶ月以上勤務（見込み）・週勤務 20 時間以上の職員に実施すること。

【回答】（総務部給与厚生課 担当）

労働時間や職務内容に応じて健康診断を実施しております。

- ⑧ 雇用保険・健康保険・厚生年金について、法定基準を最低に加入させること。とくに、厚生年金の加入対象が 20 時間以上に拡大したことを受けて、すべての対象者を速やかに加入させること。

【回答】（総務部給与厚生課 担当）

労働時間や任用期間に応じて雇用保険、健康保険、厚生年金を適用しております。厚生年金の加入対象の拡大についても、適切な対応を行っております。

(5) 委託先民間労働者の処遇改善

- ① 「公契約」に基づく民間委託先労働者の賃金・労働条件や受注中小企業における経営の安定を確保するとともに、環境・福祉・公正労働・男女平等参画等に関わる社会的価値を実現するため、「社会的価値の実現に資するための自治体契約制度のあり方に関する基本条例（公契約条例）」を制定すること。

【回答】（財政部契約課 担当）

賃金など労働条件に関する基準については法律で定めるべきとの考えから、公契約条例に代えて平成 24 年 4 月に公契約基本方針を策定しております。

当該基本方針に基づき、これまでも市場実態を反映した予算額や予定価格の設定、最低制限価格の設定による発注を通じて、受注者の適正利益を確保することで、労働者の処遇確保を図るとともに、地元企業の優先活用などを通じて地域経済の活性化に努めてきたところです。

また、平成 29・30 年度入札参加資格登録に係る格付審査において、工事成績のほか、女性技術者・若手技術者雇用、障害者雇用、協力雇用主、社会貢献活動を評価して加点する発注者別評価点を導入したところであり、今後もこうした取組を継続してまいります。

- ② 委託先民間職場から労働基準法・短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パート法）違反や、労働保険・社会保険の有資格者未加入といった法違反を一掃すること。そのため、自治体として委託先民間職場の労働条件を把握するとともに、法違反があった場合の是正指導や指示に従わない場合は委託先から除外する等の対応をとること。

【回答】（財政部契約課 担当）

各種法令の遵守状況の確認等については、一義的には各法令を所管する監督官署が行うべきものと考えますが、本市の委託先における法令違反等を把握した場合には、その内容等に応じ、是正指導や契約解除、指名停止措置などにより適切に対応してまいります。

2. 地域公共交通の維持

- (1) 持続可能な地域公共交通の確立に関する出資については、まちづくりを含めた地域全体の総合的な利益となる「クロスセクターベネフィット」をもたらすものとの認識のもと、公共交通に関わる選任部署・職員の配置・充実をはかること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

苫小牧市においては、持続可能な地域公共交通の確立は、まちづくりを含めた地域全体の総合的な利益につながると認識しております。

また公共交通に関わる職員の配置・充実等については業務量などを勘案しながら、検討してまいります。

- (2) 社会保障・まちづくり担当部局、交通事業者、住民との連携を通じて、交通政策に関する全庁的な推進体制を構築すること。

【回答】（総合政策部まちづくり推進課 担当）

苫小牧市においては、道路運送法の規定に基づき、地域における需要に応じた住民生活に必要な交通手段の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、行政、学識経験者、交通事業者、町内会を委員とする「苫小牧市公共交通協議会」を設置しております。

今後とも同協議会において、様々な視点から苫小牧市の望ましい公共交通の在り方について、引き続き議論を重ねてまいります。

3. 地域の医療・福祉基盤の整備と地域共生社会の実現

(1) 第7期介護保険事業計画の推進と「地域包括ケアシステム」の構築

- ① 2018年4月迄にすべての市区町村が実施する「在宅医療・介護連携推進事業」については、総合振興局・保健所、関係市町村、郡市医師会等との協力・連携により事業の具体化をはかり、医療と介護の連携による「地域包括ケアシステム」の構築を進めること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

地域包括ケアシステムの構築に向けた取組みとしての「在宅医療・介護連携推進事業」については、平成27年度から保健所及び苫小牧市医師会を含む関係団体による会議を開催するなど、連携を図りながら事業を進めております。また、関係市町村の連携については、東胆振圏域において協議体を設置しており、ここで医療と介護の連携に取り組んでまいります。

- ② 介護に関わる多くの機関と連携し介護労働者の処遇の向上や介護業界全体の人材確保、職場への定着を図る。また、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律第6条に基づく「介護雇用管理改善等計画」および労働基準関係法令などの周知徹底をはかること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

介護職員就業支援事業により、介護就業希望者と事業者とのマッチングや資格取得費用の助成などを行い、人材の確保と離職防止に努めております。

また、労働関係法規の徹底については、事業所への実地指導など、様々な機会を捉えて実態の把握に努めるとともに、必要に応じて関係部署とも連携しながら改善等の措置を講じるよう努めてまいります。

- ③ 「訪問介護生活支援サービス」については、訪問回数のみで判断することなく、利用者の実情に応じて必要なサービスが十分提供されるようにすること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

サービスの利用に当たっては、本人の自立支援や目標の達成に向けたケアマネジメントにおいて、利用者の意向を尊重しながらサービスの選択を図ってまいります。

- ④ 2017年4月に全ての市区町村が新しい介護予防・日常生活支援総合事業をスタートさせたことに伴い、新しい総合事業にかかる事務等を含め高齢者保健福祉に従事する職員を増員すること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

新しい介護予防・日常生活支援総合事業における様々なサービスが提供されるよう取り組んでいくに当たり、職員の配置については、事務量を見極めながら必要に応じて関係部局と協議しながら対応してまいりたいと考えております。

- ⑤ 新しい総合事業については、利用者のサービスへのアクセスを損なわないよう、多様な主体によるサービスの展開・普及を支援すること。その際、安価な報酬によるサービスやボランティアの濫用によって労働者の賃金水準やサービスの質の低下を招かないようにすること。

【回答】（福祉部介護福祉課 担当）

新しい介護予防・日常生活支援総合事業については、今後、多様な主体による地域での支え合いの体制づくりが重要であると考えており、総合事業における訪問型サービス又は通所型サービスが提供されるよう支援してまいりたいと考えております。

また、国が定める基準よりも緩和した市独自の通所及び訪問サービスを開始しており、事業所から事業参入の意向があった場合には、開始までの手続等の支援を行い、サービスの普及を図ってまいりたいと考えております。

- ⑥ 地域医療・在宅医療を充実するため、医師、看護師をはじめとする医療従事者の確保に向けて職場環境を改善することとし、時間外労働の削減や業務量に応じた人員配置を行うこと。

【回答】（健康子ども部健康支援課 担当）

北海道医療計画（平成30年度～平成35年度）では、医療従事者の確保対策をすすめる上で必要な勤務環境改善の取組等が記載されておりますので、今後北海道の取組に注視し、市としても連携していきたいと考えております。

(2) 地域福祉の推進

- ① 高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉など制度ごとの縦割りの仕組みを、働く者や市民の地域生活の視点から横断的に連携し、総合的に推進させるため、市町村地域福祉計画を策定すること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

本市は、高齢者保健福祉計画-介護保険事業計画、障がい者計画-福祉のまちづくり推進計画、子ども・子育て支援事業計画や関連計画に共通する地域福祉に関する部分を相互に関連付けた「苫小牧市地域福祉計画」を策定しておりますので、御理解願います。

- ② 地域福祉計画の策定及び改定にあたっては、地域の社会福祉協議会が策定する「地域福祉活動計画」との連携を図るとともに、住民や地域で働く者等の意見を十分反映した実効性ある計画とすること。

【回答】（福祉部総合福祉課 担当）

本市と苫小牧市社会福祉協議会は、相互に連携しながら地域福祉を促進するため、地域福祉計画の策定及び改定にあたっては、苫小牧市社会福祉協議会の「地域福祉実践計画」と連携を図っております。

また、計画の策定及び改定にあたっては、市民の方から公募した委員や関係団体で構成される推進委員会の中で協議し決定しておりますので御理解願います。

- ③ 住宅セーフティネット法（住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律）に基づく「居住支援協議会」を設置し、障害者をはじめ高齢者や低所得者など、住宅の確保に悩む人たちを支援すること。

【回答】（都市建設部住宅課 担当）

住宅セーフティネット制度につきましては、運用の詳細についてまだ示されておられませんことから、「居住支援協議会」の設置等、具体的な取組とはなっておりませんが、今後、関係部局と連携し、取組を進めていきたいと考えております。

(3) 災害時における支援体制の整備

- ① 高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する（要配慮者）被災者は、一般的な避難所では生活に支障が想定されるため、平時から福祉避難所の設置や専門的支援を準備すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

当市では、大規模災害等における教訓をもとに、高齢者、障がい者、乳幼児など要配慮者への支援方法等を掲載した、避難所運営マニュアルを平成28年4月に策定しております。

また、マニュアル等の実効性を高めるため、図上訓練や福祉避難所の開設訓練等の実動訓練を実施しているところです。

特に大規模災害時には専門的支援のための人材確保が必須であることから、専門ボランティアや他市からの応援に対する受入体制を充実させて、避難生活環境の「質の向上」に努めてまいります。

- ② 浸水想定区域や土砂災害（特別）警戒区域内における要配慮者施設に対して、避難確保計画の策定や訓練を実施するよう支援すること。

【回答】（市民生活部危機管理室 担当）

要配慮者施設（病院や高齢者、障がい者、保育所等）における避難確保計画等の策定支援として、国による説明会やガイドライン等の資料提供が行われてきているところですが、施設事業者の避難計画作成については、災害に関する専門的な知識や情報等が必要であると考えております。

これまでも、市に避難計画策定について事業者から御相談をいただいております。施設の立地条件や避難環境に応じて、個別具体的に支援をしております。

また、昨年9月に実施した苫小牧市総合防災訓練の際には、要配慮者施設に参加していただき、避難訓練・避難所運営訓練を実施するなど、防災力向上に努めているところです。今後も訓練等を通じて、災害時の避難体制を強化してまいります。

4. 自治体財政の確立

政府が夏ごろにまとめる「経済財政運営の基本方針2018」（いわゆる「骨太の方針」）では、2019年度以降の地方財政（一般財源総額）について方向性が示されることが見込まれるが、必要な財源の安定的な確保に向けて、国への働きかけを強めること。

【回答】（財政部財政課 担当）

平成30年度の地方の一般財源総額については、前年度を上回る規模が確保されたところですが、安定的な地方財政運営に資するための必要財源の確保について、今後も全国市長会等を通じて国に要望してまいります。